

# 塩谷町地域防災計画

## 第2部 災害応急対策編

【第2章 火山災害応急対策】

【第3章 火災・事故災害応急対策】

塩谷町防災会議







# 目 次

第2章	火山災害応急対策	山-1
第1節	活動体制の確立	山-1
第1	町の活動体制	山-1
第2	火山災害発生時の措置	山-2
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	山-3
第1	火山災害に関する情報の収集・伝達	山-3
第2	火山災害に関する通信確保対策	山-5
第3節	二次災害防止活動	山-6
第1	土砂災害等の防止	山-6
第2	建築物・構造物の二次災害防止	山-7
第3	火山災害時の社会秩序の維持	山-7
第4節	災害救助法の適用	山-8
第5節	避難対策	山-9
第1	避難の勧告、指示及び警戒区域の設定	山-9
第2	避難誘導	山-10
第3	避難施設	山-11
第4	応急仮設住宅等	山-12
第5	避難行動要支援者への生活支援	山-12
第6節	救急・救助、医療及び消火活動	山-13
第1	救急・救助活動	山-13
第2	医療活動	山-13
第3	消火活動	山-13
第4	要救助者及び被災者情報の収集	山-14
第5	町域を超えた救急・救助活動	山-14
第7節	緊急輸送活動	山-15
第1	実施体制	山-15
第2	交通路の確保	山-15
第3	町の対応	山-16
第8節	降灰等対策	山-17
第1	農林水産業対策	山-17
第2	宅地等の降灰対策	山-17
第9節	施設・設備の応急対策	山-19
第1	公共施設	山-19

第2	ライフライン施設.....	山-19
第10節	広報活動.....	山-20
第1	被災者への広報.....	山-20
第2	町民への広報.....	山-21
第3章	火災・事故災害応急対策.....	火-1
I	火災対策.....	火-1
第1節	活動体制の確立.....	火-1
第1	初動体制の整備.....	火-1
第2	大規模な火災発生時の措置.....	火-2
第3	町及び防災関係機関の活動体制.....	火-2
第4	県による支援.....	火-2
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策.....	火-3
第1	大規模火災.....	火-3
第2	林野火災.....	火-4
第3	大規模火災・林野火災に関する通信確保対策.....	火-5
第3節	災害救助法の適用.....	火-6
第4節	消火活動及び救助・救急活動.....	火-7
第1	消防関係機関の活動.....	火-7
第2	町・県の活動.....	火-8
第3	大規模火災対策.....	火-9
第4	林野火災対策.....	火-10
第5節	災害拡大防止対策.....	火-11
第6節	施設、設備の応急対策.....	火-12
第7節	広報対策.....	火-13
第1	情報発信.....	火-13
第2	関係者からの問い合わせに対する対応.....	火-13
II	交通関係事故災害対策.....	火-14
第1節	活動体制の確立.....	火-14
第1	初動体制の整備.....	火-14
第2	大規模な交通事故災害発生時の措置.....	火-14
第3	町及び防災関係機関の活動体制.....	火-15
第4	県による支援.....	火-15
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策.....	火-16
第1	被害状況等の情報収集・伝達.....	火-16
第2	大規模な交通事故災害に関する通信確保対策.....	火-17

第3節	災害救助法の適用.....	火-18
第4節	災害拡大防止対策.....	火-19
第1	危険物流出対策.....	火-19
第2	避難対策.....	火-19
第5節	捜索、救助・救急、医療及び消火活動.....	火-20
第1	捜索活動.....	火-20
第2	救助・救急活動.....	火-20
第3	医療活動.....	火-20
第4	消火活動.....	火-21
第6節	緊急輸送活動.....	火-22
第1	緊急輸送活動.....	火-22
第7節	施設、設備の応急対策.....	火-23
第8節	広報対策.....	火-24
第1	情報発信.....	火-24
第2	関係者からの問い合わせに対する対応.....	火-24





## 第2章 火山災害応急対策

### 第1節 活動体制の確立

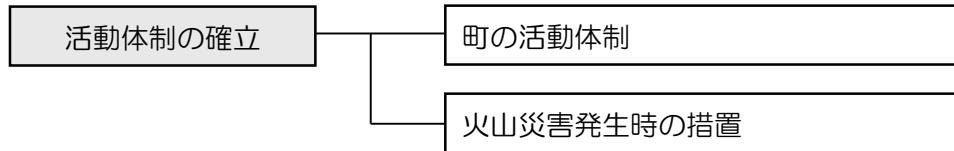
#### 【実施機関】

町	各班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

#### 【基本方針】

町は、火山災害による被害を軽減するため、迅速な火山災害直前対策を実施する。発災後は職員の参集、災害対策本部の設置等必要な体制を確立する。

#### 【施策及び手順】



#### 第1 町の活動体制

火山災害に応じた町の職員の配備体制区分、配備基準は、原則として次のとおりとし、火山活動、被害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制	災害の態様	体制の概要	備考 (勤務時間外の配備等)
注意体制	高原山の噴火予報等により、噴火の前兆現象等が確認された場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	参集者に指定されている総務課職員及び関係課職員は直ちに登庁し、小規模災害対策を実施
警戒体制	1 高原山が噴火した場合(微噴火に限る。 2 高原山に火口周辺警報が発表された場合	災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	総務課職員及び警戒配備に該当する関係課職員で参集者に指定されている者は直ちに登庁し、災害応急対策を実施
第1非常配備	1 高原山が噴火した場合(微噴火を除く。 2 高原山に噴火警報が発表された場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	第1非常配備に該当する職員(本部の応急業務を担当する各課における所要の人員)は直ちに登庁し、各役割に応じた災害応急対策を実施
第2非常配備	高原山が噴火し災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部を設置し、全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	第2非常配備に該当する職員(本部の応急業務を担当する各課における所要の人員)は直ちに登庁し、各役割に応じた災害応急対策を実施

(注) 各班等は、あらかじめ配備区分ごとの配備要員を定めておくこと。

総則  
 共通編  
 予防  
 復旧・復興  
 水害等  
 火山  
 火災・事故  
 震災  
 原子力  
 資料編

## 第2 火山災害発生時の措置

### 1 注意体制

町は、高原山の噴火予報等により噴火の前兆現象等が確認された場合、注意体制をとる。総務班職員及び関係班職員は、直ちに登庁し、情報収集、警戒活動、県への報告等の措置を講じる。

### 2 警戒体制

町は、警戒体制をとった場合、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に迅速かつ的確に行うため、副町長を災害警戒本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

#### (1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合において総務班長が必要と認めるとき。

ア 高原山が噴火した場合（塩谷町災害対策本部が設置されていない場合に限る。）

イ 高原山に火口周辺警報が発表された場合

ウ 高原山に係る火山性地震、火山性微動その他の火山現象が見られ、火山災害発生のおそれが認められる場合

#### (2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第1節「活動体制の確立」に準じる。

#### (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

ア 火山災害の発生するおそれがなくなったと災害警戒本部長が認めたとき

イ 災害応急対策が概ね終了したと災害警戒本部長が認めたとき

ウ 災害対策本部が設置されたとき

### 3 非常配備体制

町は、非常配備体制をとった場合、災害対策本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

#### (1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合において町長が必要と認めるとき。

ア 高原山が噴火した場合（微噴火を除く。）

イ 高原山に噴火警報が発表された場合

ウ 町内に災害救助法による救助を実施する火山災害又はこれに準じる火山災害が発生した場合

#### (2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第1節「活動体制の確立」に準じる。

#### (3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、火山災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めたとき解散する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	
火山	災害 応急 対策 編
火災・事故	
震災	
原子力	資料 編

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

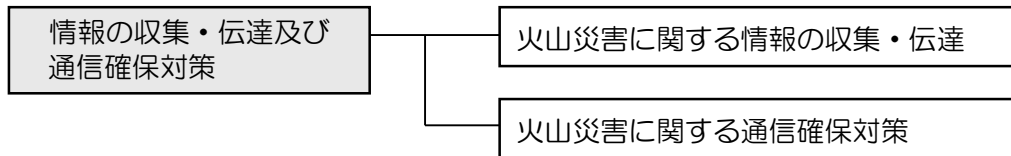
### 【実施機関】

町	各班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、矢板警察署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

### 【基本方針】

町は、噴火警報等及び火山災害による被害の状況を迅速に収集し伝達するため、関係機関の情報の収集・伝達及び通信の確保に努める。

### 【施策及び手順】

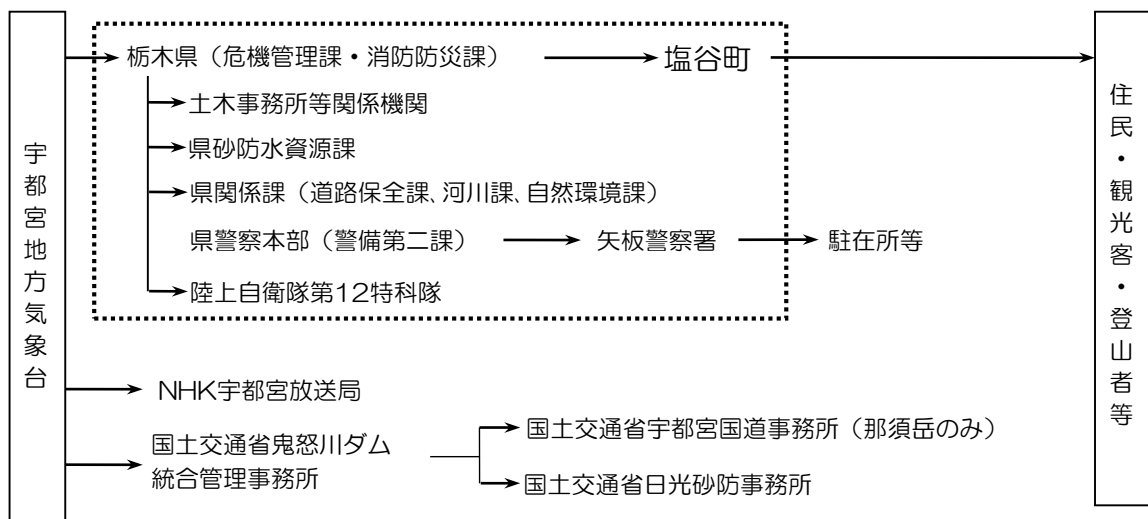


## 第1 火山災害に関する情報の収集・伝達

### 1 噴火警報等の伝達

- (1) 宇都宮地方気象台は、火山現象に関する予報及び警報等の通知があったときは速やかに関係機関に伝達し、その周知に努める。
- (2) 県は、宇都宮地方気象台から火山現象に関する予報及び警報等の伝達を受けたときは、その内容、予想される災害の事態、それに対してとるべき措置等を関係機関に連絡する。
- (3) 総務班は、県から火山現象に関する予報及び警報等の伝達を受けたときは、その伝達を受けた事項について防災行政無線、防災配信メール等を介した情報伝達等により関係機関に連絡するとともに、住民に周知する。

気象台からの噴火警報等の伝達経路図



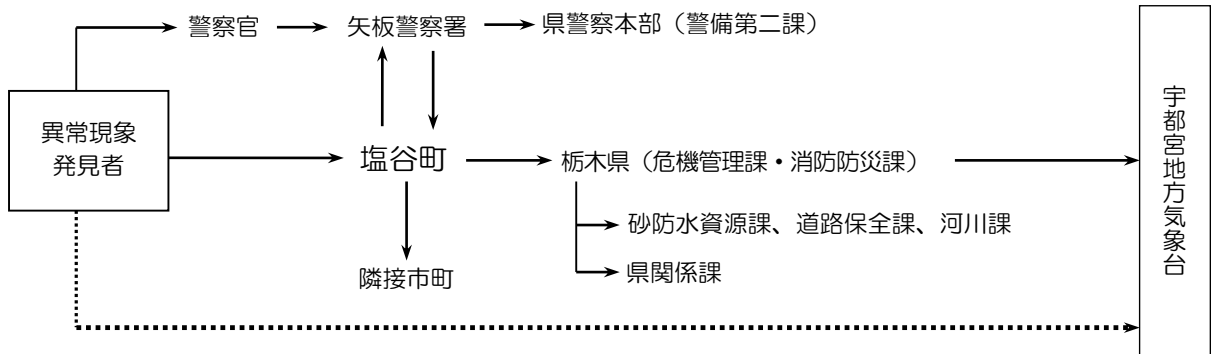
## 2 異常現象発見者の通報

(1) 次のような異常現象を発見した者は、町又は警察官に通報する。併せて、宇都宮地方気象台にも通報するよう努める。

- ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）やそれに伴う地形の変化
- イ 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発
- ウ 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤上昇・沈下、陥没等の地形変化
- エ 噴気孔の新生拡大や移動、噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化
- オ 火山地域での湧泉の新生、枯渇、量、味、臭い、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯での新生拡大や移動、草木の立ち枯れ等
- キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類の浮上等

(2) 異常現象発見者から通報を受けた町長又は警察官は、その内容を次の連絡系統により速やかに関係機関に連絡する。

異常現象発見者からの情報伝達経路図



## 3 災害情報の収集・伝達

(1) 災害情報の収集・伝達

ア 県、町、警察署は、宇都宮地方気象台から噴火警報（レベル4～5）若しくは噴火警報（居住地域嚴重警戒）又は火口周辺警報（レベル3）若しくは火口周辺警報（入山危険）の伝達を受けたときや異常現象発見者からの通報を受けたときは、必要に応じ、相互に連携して災害情報の収集に努め、その情報を関係機関に連絡する。

ア) 総務班、警察署の情報収集

- a 地域住民からの情報収集
- b 職員の巡回

イ) 県の情報収集

- a 県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプターによる情報収集
- b 県出先機関からの情報収集
- c 災害時協定に基づく、無人航空機による情報収集

イ 総務班は、火山災害により町の区域内で「栃木県火災・災害等即報要領」の即報基

総則  
 予防  
 復旧・復興  
 水害等  
 災害  
 火山  
 火災・事故  
 震災  
 原子力  
 資料編

準に該当する規制を実施したとき又は被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。

(2) 災害情報の広報

総務班、広報班は、噴火警報（レベル4～5）若しくは噴火警報（居住地域嚴重警戒）又は火口周辺警報（レベル3）若しくは火口周辺警報（入山危険）の伝達を受けたときは、広報活動を行い、地域住民、観光客等に対する周知に努める。

第2 火山災害に関する通信確保対策

火山現象に関する予報及び警報が発表された場合、火山災害が発生した場合等の通信確保対策は、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第5「通信手段の種類」、第6「通信施設の利用方法」第7「通信施設の応急復旧」に準ずる。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

## 第3節 二次災害防止活動

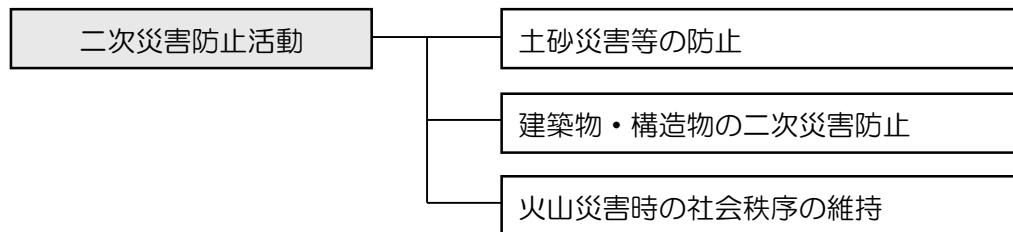
### 【実施機関】

町	総務班、調査班、建設班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、矢板警察署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

### 【基本方針】

降灰等地域における土石流等による二次的な災害を防ぐため、警戒・避難体制を確立する。

### 【施策及び手順】



#### 第1 土砂災害等の防止

##### 1 土砂災害等の防止

###### (1) 点検・応急措置の実施

総務班、建設班は、県及び消防等関係機関と連携し、周辺地域において火山性地震、土石流、火山泥流等による二次災害の防止のため、火山噴火緊急減災対策砂防計画等に基づき国土交通省等の関係機関と連携して、各機関の管理施設や観測機器の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設構造物の設置等の応急措置を行う。

###### (2) 避難対策

総務班は、県、消防等と協力し、二次災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ、本章第5節「避難対策」の要領により、警戒区域の設定又は避難の勧告若しくは指示を行う。

##### 2 水害の防止

水害の防止については、第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第19節「公共施設等応急対策」第3「河川管理施設等の対策」を準用する。

##### 3 ハザードマップの活用

関係機関は、火山噴火に伴う土砂災害等の防止にあたり、あらかじめハザードマップを作成し、活用する。

総則  
 共通編  
 予防  
 復旧・復興  
 水害等  
 火山  
 災害  
 応急  
 対策  
 編  
 震災  
 原子力  
 資料  
 編

## 第2 建築物・構造物の二次災害防止

### 1 施設、災害危険箇所の点検の実施

調査班、建設班は、火山性地震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、「塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき建築物等の被害の状況を調査し、火山性地震等による二次災害発生の危険程度の判定、表示等を行う被災建築物応急危険度判定を実施する。

〈資料編 第1 5 塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱〉

### 2 二次災害の防止

建設班は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

## 第3 火山災害時の社会秩序の維持

警察は、被災地及びその周辺において、自主防災組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、速やかな安全確保に努める。

特に、避難勧告又は避難指示（緊急）が行われている区域、警戒区域等において、住民が避難している等のために無人となっている家屋に係る窃盗事犯や災害に便乗した悪質商法、廃棄物の不法投棄等の取り締まりに努める。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

## 第4節 災害救助法の適用

---

第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第5節「災害救助法の適用」に準じる。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	



## 第5節 避難対策

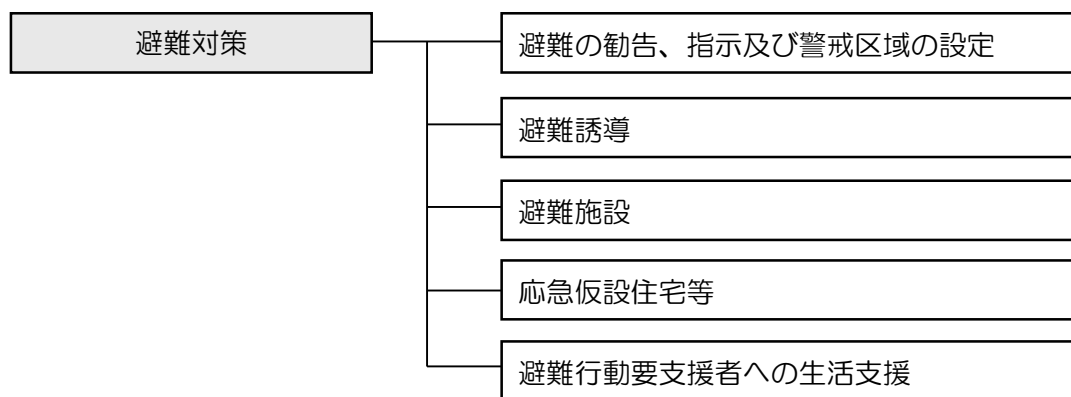
### 【実施機関】

町	総務班、福祉班、建設班、消防班
関係機関	矢板警察署、塩谷消防署、自主防災組織

### 【基本方針】

火山災害による人的被害を軽減するため、町は防災関係機関と連携して、避難行動要支援者への配慮をしながら適切な避難誘導を行うとともに、避難所での生活支援を行う。

### 【施策及び手順】



#### 第1 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定

##### 1 避難の準備

町長は、火口周辺警報（レベル3）若しくは火口周辺警報（入山危険）が発表され、居住地域の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、警戒が必要な居住地域における通常の住民生活は可能であるものの、特に避難行動要支援者に対しては避難の準備を呼びかけるものとする。

また、噴火警報（レベル4）若しくは噴火警報（居住地域嚴重警戒）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると認めるときは、警戒が必要な居住地域における避難準備及び避難行動要支援者の避難を呼びかける。（第1部第2章 第8節「火山災害に強いまちづくり」第3の1の表「気象庁の発表する噴火警報・予報」を参照）

##### 2 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定

町長が行う避難の勧告、指示及び警戒区域の設定については、本節に定める他、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節「避難対策」を準用する。

##### 3 避難の勧告等の基準

町長が発令する火山災害に係る避難の勧告及び指示は、次の場合に、必要な範囲の住民、滞在者その他の者に対して行う。災害対策基本法に基づく避難については、危険の切迫する前に十分な余裕を持って勧告又は指示を行う。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
資料編	原子力

なお、県は、学識経験者等専門家との密接な連携のもとに、必要に応じ町に対して助言を行うものとする。

- (1) 噴火警報（レベル4～5）若しくは噴火警報（居住地域嚴重警戒）又は火口周辺警報（レベル3）若しくは火口周辺警報（入山危険）等が発表され、避難を要すると認められるとき
- (2) 関係機関から火山災害に関する通報があり、避難を要すると認められるとき
- (3) 地すべり、土砂崩れ等による被害の危険が切迫していると認められるとき
- (4) 火災が発生し、延焼の危険があると認められるとき
- (5) 避難路を断たれる危険があるとき
- (6) 噴火が発生し、再噴火による被害のおそれがあるとき
- (7) 酸素欠乏又は有毒ガス等が大量に流出し、人的被害のおそれがあるとき
- (8) その他特に必要があると認められるとき

### 3 登山の規制等の実施

総務班は、避難の勧告、指示等に準じて、県、その他関係機関と連携して、必要に応じ登山の規制措置を行うものとする。

## 第2 避難誘導

### 1 住民への周知

避難の勧告、指示を実施したときは、総務班、福祉班は、対象地域の住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容を周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。特に一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

なお、避難時の周囲の状況などにより、屋内にとどまっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避などの安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

- (1) 町防災行政無線による伝達
- (2) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (3) 行政区、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話、緊急速報メール、防災配信メール等による伝達
- (4) 広報車の使用による伝達
- (5) ヘリコプターによる伝達
- (6) テレビ、ラジオ、有線放送、携帯電話等による伝達

### 2 滞在者への周知

避難の勧告、指示を実施したときは、総務班は、住民に周知を図ると同様に、観光客、滞在者等に対しても周知徹底に努めるものとする。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

### 3 避難の誘導

#### (1) 住民・滞在者の誘導

避難の勧告、指示を実施したときは、総務班、福祉班、消防班は、住民が安全、迅速に避難できるよう矢板警察署、自主防災組織等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。滞在者に対しても、避難が確実に実行されるよう誘導について配慮するものとする。総務班は、遠く離れた避難先への避難を勧告又は指示したときは、バスを手配する等、集団避難に配慮するものとする。

また、避難誘導にあたっては、特に避難行動要支援者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させる等して速やかに避難できるよう配慮する。

#### (2) 集客施設における誘導

旅館等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

### 第3 避難施設

#### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

総務班は、火山災害が発生した際に、住民が災害の危険から緊急に逃れるための指定緊急避難場所と、一定期間避難生活を送るための指定避難所とをそれぞれ指定しておく。

#### 2 避難所の開設

(1) 総務班、福祉班は、災害の状況に応じあらかじめ定めた施設において、避難所の速やかな開設に努める。避難所は、火山災害の規模に応じ、火山からの溶岩流、火砕流、噴石等の被害から住民の生命、身体を保護するのに十分な場所に設置するものとする。

(2) 避難所の開設にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、居住性の確保や生活関連物資の配布など避難者の良好な生活環境の整備に努めるとともに、避難行動要支援者については、必要に応じ一般の避難施設とは別の介護機能を備えた社会福祉施設等に協力を要請して収容する。

(3) 総務班、福祉班は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。

(4) 総務班、福祉班は、避難所を設置又は移転した場合は、直ちに次の事項を県（県民生活部）に報告する。

ア 避難所開設の日時、場所

イ 収容人員

ウ 開設期間の見込み

エ その他必要事項

〈資料編 第4 1 避難所等一覧〉

#### 3 町域を越えた避難等

火山災害の規模又は避難所等の状況により、町のみでは十分な避難者収容が実施でき

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

ない場合は、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節「避難対策」第10「広域避難」に準じ、町域を越えた避難を行うものとする。

また、火山災害が中期化した場合等、必要に応じ、旅館等の宿泊施設の活用に努める。

#### 第4 応急仮設住宅等

建設班は、県と連携し、避難生活が中長期化すると認められる場合は、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第17節「住宅応急対策」に準じ、公営住宅や応急仮設住宅のあっせんに努める。

#### 第5 避難行動要支援者への生活支援

福祉班は、県と連携して、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節「避難対策」第6「要配慮者等への生活支援」に準じ、避難行動要支援者への生活支援を行う。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

## 第6節 救急・救助、医療及び消火活動

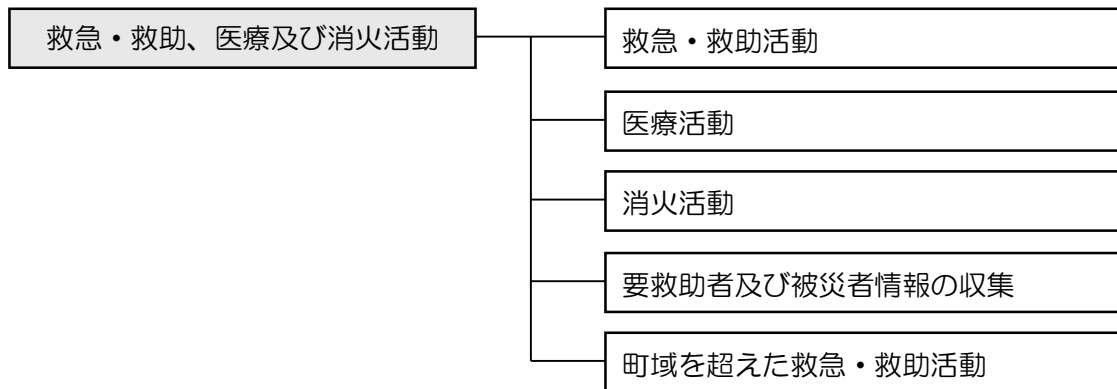
### 【実施機関】

町	総務班、調査班、福祉班、消防班
関係機関	県、塩谷消防署、矢板警察署、自衛隊、塩谷郡市医師会、日本赤十字社、矢板警察署、自衛隊、(一社)栃木県医師会、(一社)栃木県歯科医師会、(一社)栃木県薬剤師会、(公社)栃木県看護協会、(公社)栃木県柔道整復師会

### 【基本方針】

住民の生命・身体を守るため、被災者の救急・救助活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を実施する。また、火山災害に伴う火災について、消火活動を実施する。

### 【施策及び手順】



#### 第1 救急・救助活動

火山災害に係る救急・救助活動については、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第7節「救急・救助活動」に定めるところに準じて行うものとし、火山災害現場において要救助者・負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救助活動及び負傷者の保護を行う。

また、消防班、塩谷消防署、その他の防災関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切な救急・救助活動を安全管理に主眼を置き実施する。

#### 第2 医療活動

火山災害に係る医療活動については、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第8節「医療・救護活動」に定めるところに準じて行う。

#### 第3 消火活動

火山災害に係る消火活動については、第2部第3章 火災・事故災害応急対策 I 火災対策 第4節「消火活動及び救助・救急活動」に定めるところに準じて行う。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
資料編	原子力
	資料編

第4 要救助者及び被災者情報の収集

1 要救助者情報

消防班は、住民・滞在者に対し救急・救助活動を実施したときは、要救助者名簿を作成するなど、要救助者名等の情報収集を行う。

2 被災者情報

総務班、調査班は、住民の安否確認や要救助者情報等に基づき、行方不明者など被災者情報の把握に努めるものとする。特に滞在者の安否確認については、宿泊者名簿、避難者名簿等との照合などの方法により行う。また、これらの被災者情報について県及び他市町、関係機関との情報共有に努める。

第5 町域を超えた救急・救助活動

消防班は、本節に掲げる活動にあたり、町域を超えた救助が必要と判断した場合は、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第7節「救急・救助活動」及び第8節「医療・救護活動」に定めるところに準じ、県、消防機関、警察、自衛隊、医療機関等と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

## 第7節 緊急輸送活動

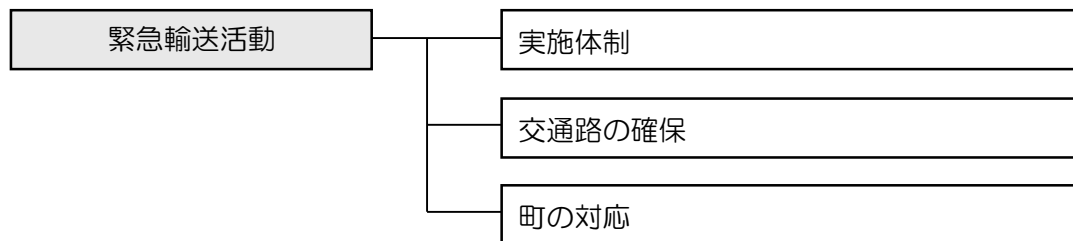
### 【実施機関】

町	総務班、広報班、消防班
関係機関	矢板警察署、関東地方整備局、(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会、(一社)栃木県タクシー協会

### 【基本方針】

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実に、迅速に輸送するため、町は関係機関と連携して、火山災害の各段階に応じ緊急輸送対策を実施する。

### 【施策及び手順】



#### 第1 実施体制

被災者の輸送は、原則として町が行うものとする。町のみでは迅速かつ適切な輸送の実施が困難な場合は、県に必要な支援を要請する。

火山災害時の緊急輸送活動については、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害 応急対策 第9節「緊急輸送活動」に準じるほか、本節に定めるところにより行う。

#### 第2 交通路の確保

警察は、次により交通路の確保を行う。

##### 1 交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通管理用カメラ等のあらゆる手段を講じて、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

##### 2 交通規制の実施

###### (1) 火山災害の発生が予想されるとき

警察は、ハザードマップ等により危険が予想される区域への一般車両の進入を制限するとともに、同区域からの迅速・円滑な避難に配慮する。また、県外からの流入を制限するため、隣接県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

###### (2) 火山災害が発生したとき

警察は、上記(1)に加え、応急対策のための緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。特に、被災直後における被災者の救助等に係る車両の通行を最優

先とする。

また、火山活動の拡大の状況に応じ、ハザードマップ等により危険が予想される区域への進入を制限する。併せて、積雪の状況により、融雪型泥流危険区域への進入制限を検討する。規制区域が、高速道路、国道等物流の基幹となる道路に係る場合は、迂回路の設定に特に配慮するものとする。

### 第3 町の対応

- 1 総務班、消防班は、集団避難のために乗合自動車等を使用する場合、県警察と緊密に連絡をとり、迅速かつ円滑な避難に努めるものとする。
- 2 総務班、広報班は、住民、滞在者等に対し、交通規制に関する情報の広報に努め、協力を求めるものとする。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	



## 第8節 降灰等対策

### 【実施機関】

町	産業班、住民班、福祉班
関係機関	県、農業協同組合等

### 【基本方針】

被災住民の生活の確保のため、町は関係機関と連携して、火山灰等の障害物対策を実施する。

### 【施策及び手順】



#### 第1 農林水産業対策

##### 1 実施体制

産業班は、県、農業協同組合等関係機関と連携し、農林水産業に関する降灰対策を実施する。

##### 2 農林水産業対策

産業班は、県と連携して降灰による被害状況の把握に努めるとともに、概ね次の事項について栽培・管理技術の指導を行い、被害の拡大防止に努める。

- (1) 病害の発生防止のための薬剤散布を行うこと
- (2) 火山灰が付着している水田は、深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努めること
- (3) 果樹は、散水して火山灰の除去を図るとともに、葉の被害を防ぐため生石灰液の散布を行うこと
- (4) 野菜・花きは、散水・水洗いを行い、火山灰の除去を図ること
- (5) 水産物については、養殖場に流入した火山灰はきれいに排出するとともに、へい死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐこと
- (6) 放牧中の家畜は直ちに下牧させ、火山灰で汚れた牧草・河川水は採食させないようにすること。刈取期にある飼料作物は、可能な限り降雨等によって火山灰が除去されてから、高刈り等により土や火山灰が混入しないように収穫すること
- (7) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めること
- (8) 倒木や損傷した木材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除の徹底に努めること

#### 第2 宅地等の降灰対策

##### 1 火山灰の除去

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
資料編	原子力

住民班は、住民に対し家屋等の火山灰等の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等に積もった火山灰等の除去は原則として所有者・管理者が実施するものとするが、住民班、福祉班は、避難行動要支援者の世帯等について、必要に応じ近隣住民、自主防災組織、ボランティア等に対して火山灰等の除去作業の協力を呼びかける。

## 2 集積場所の確保

住民班は、適当な場所に住民が除去した火山灰の集積場所を確保するものとする。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

## 第9節 施設・設備の応急対策

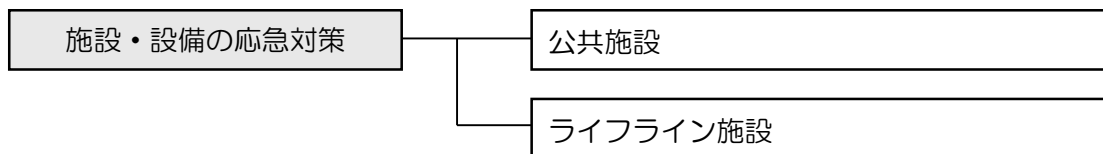
### 【実施機関】

町	各班
関係機関	公共施設、県、宇都宮気象台、ライフライン施設等

### 【基本方針】

火山災害発生時に、関係機関は公共施設、火山観測施設の応急対策を迅速に行う。

### 【施策及び手順】



#### 第1 公共施設

##### 1 公共施設の応急対策

###### (1) 火山灰等の除去

道路、河川、砂防等の公共施設管理者は、巡視の結果をもとに、公共施設に係る火山灰、土砂、噴石等の障害物を関係機関と連絡を密にし、安全を確認のうえ除去する。除去した障害物の集積場所は、二次災害の原因にならないような場所に、当該管理者が確保するものとする。

###### (2) 被災施設の応急復旧

公共施設管理者は、路面の陥没、亀裂等の損傷及び溶岩流、融雪型泥流による埋没箇所について、関係機関と連絡を密にし、安全を確認しながら復旧作業を実施する。

##### 2 観測施設の応急対策

県、宇都宮気象台、その他関係機関は、火山災害時における観測施設の機能を維持するため、必要に応じ、防災関係機関と連携して緊急点検を実施し、その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第2 ライフライン施設

火山災害が発生した場合のライフライン施設の応急対策は、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第19節「公共施設等応急対策」第2「ライフライン関係施設の対策」を準用する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

## 第10節 広報活動

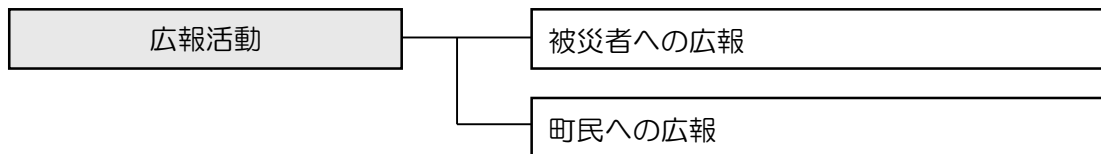
### 【実施機関】

町	広報班
関係機関	県、防災関係機関

### 【基本方針】

町は、火山災害時に、流言蜚語等による社会的混乱を防止し、人心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、広報活動を行う。

### 【施策及び手順】



#### 第1 被災者への広報

##### 1 広報の内容

火山災害時に、広報班は、県等関係機関と連携し、被災者に対して、概ね次のような情報について正確かつきめ細やかに広報する。

- (1) 火山活動、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報
- (2) 避難勧告・指示（緊急）に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) ボランティア・義援物資の受入れに関する事項
- (11) 被災者生活再建支援に関する事項
- (12) 復旧・復興計画に関する事項
- (13) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (14) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (15) 住民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (16) その他必要な事項

##### 2 広報の方法

広報班は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、県と相互に連絡を取り合

うものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

## 第2 町民への広報

広報班は、県と連携して住民全体に対し概ね次のような情報を積極的に伝達するものとする。広報にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

- (1) 火山活動の状況
- (2) 被害の状況
- (3) 交通施設等の復旧状況
- (4) 復旧・復興計画
- (5) 義援物資、義援金の取扱い等
- (6) ボランティアの募集状況

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

# 第3章 火災・事故災害応急対策

## I 火災対策

### 第1節 活動体制の確立

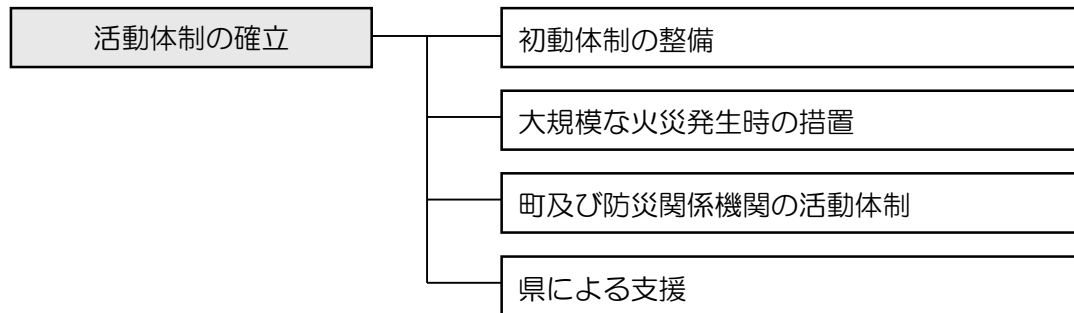
【実施機関】

町	各班
関係機関	防災関係機関

【基本方針】

火災（大規模火災・林野火災）の発生時、町は応急対策活動を迅速・的確に実施するため、応急活動体制を確立する。

【施策及び手順】



第1 初動体制の整備

1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考
警戒体制	大規模な火災により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合	災害対策本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	総務課職員及び警戒配備に該当する関係課職員のうち、参集者に指定されている者は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
第1非常配備	大規模な火災により多数の死傷者が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	総務課職員及び第1非常配備に該当する関係課職員のうち、参集者に指定されている者は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。

(注) 各班長は、あらかじめ配備体制区分ごとの配備要員を定めておくこと。

総則  
 共通編  
 予防  
 復旧・復興  
 水害等  
 火山  
 火災・事故  
 震災  
 原子力  
 資料編

第2 大規模な火災発生時の措置

1 警戒体制

町は、警戒体制をとった場合、災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な火災により多数の死傷者発生のおそれのある場合
- イ その他塩谷町災害対策・災害警戒本部長が必要と認めた場合

(2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、第2部第1章 水害・台風・竜巻等風害・雪害応急対策 第1節「活動体制の確立」第3の3「災害警戒本部の組織及び運営」を準用する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 大規模な火災発生のおそれがなくなったと本部長が認めたとき
- イ 大規模な火災応急対策を概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

2 非常体制

町は、非常配備体制をとった場合、災害対策本部を設置し、災害対策業務を実施する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な火災により多数の死傷者等が発生した場合
- イ その他町長が必要と認めた場合

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、第2部第1章 水害・台風・竜巻等風害・雪害応急対策 第1節「活動体制の確立」第4の3「災害対策本部の組織及び運営」を準用する。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、大規模な火災のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

第3 町及び防災関係機関の活動体制

総務班及び防災関係機関は、大規模な火災が発生した場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

第4 県による支援

県は、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派遣し、町の被害情報の収集を行うとともに、避難勧告、応急救助、その他町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う等積極的な支援を行う。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	



## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

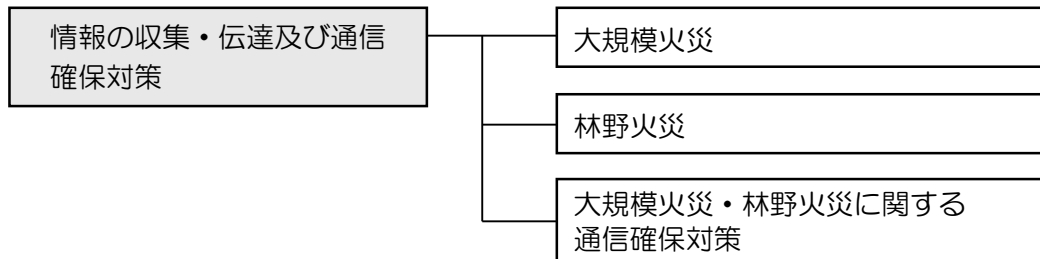
### 【実施機関】

町	総務班、消防班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署、県警察、矢板警察署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

### 【基本方針】

大規模火災が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

### 【施策及び手順】



#### 第1 大規模火災

##### 1 被害状況等の情報収集・伝達

###### (1) 町及び塩谷広域行政組合消防本部の情報収集・伝達

総務班及び塩谷広域行政組合消防本部は、大規模火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、塩谷広域行政組合消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

〈資料編 第10 2 栃木県火災・災害等即報要領報告様式〉

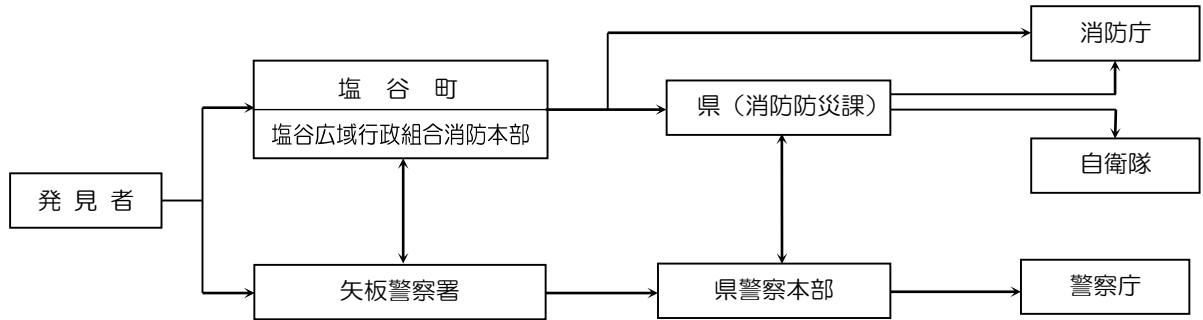
###### (2) 町の情報収集・伝達

総務班、消防班は、県及び県警察本部、塩谷広域行政組合消防本部、矢板警察署、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

2 情報の収集・伝達系統

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 林野火災

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 町及び塩谷広域行政組合消防本部の情報収集・伝達

総務班及び塩谷広域行政組合消防本部は、林野火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、塩谷広域行政組合消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

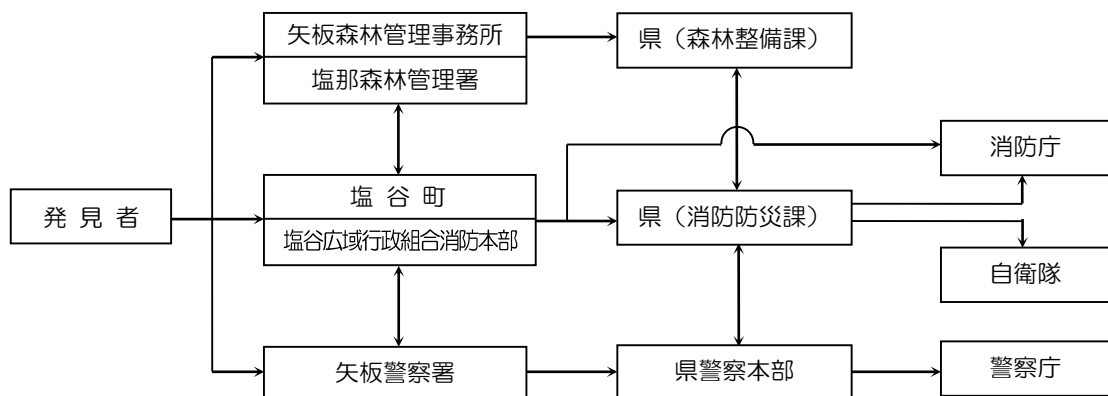
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

(2) 町の情報収集・伝達

総務班、消防班は、県及び県警察本部、塩谷広域行政組合消防本部、矢板警察署、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも職員の見地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 大規模火災・林野火災に関する通信確保対策

大規模火災・林野火災が発生した場合等の通信確保対策は、第2部第1章 水害・台風・竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第5「通信手段の種類」、第6「通信施設の利用方法」、第7「通信施設の応急復旧」を準用する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

## 第3節 災害救助法の適用

---

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、町は災害救助法を適用し、県と連携して法に基づき応急的な救助を実施する。

災害救助法の適用については、第2部第1章 水害・台風・竜巻等風害・雪害応急対策 第5節「災害救助法の適用」に準じる。

大規模な火災については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは、内閣総理大臣に情報を提供する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

## 第4節 消火活動及び救助・救急活動

### 【実施機関】

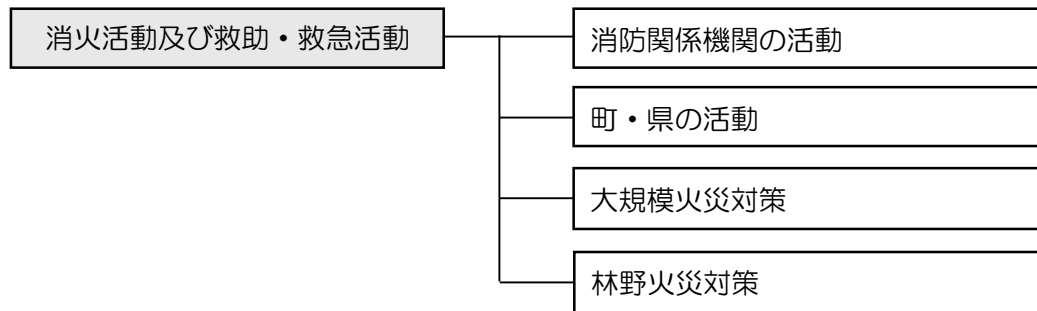
町	総務班、消防班
関係機関	塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署、矢板警察署、県、自衛隊

### 【基本方針】

火災が発生した場合にできるだけ被害を軽減するため、消防機関は住民等の協力の下、迅速・的確な消火、救助・救急活動を行う。

ただし、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や県消防防災ヘリ、緊急消防援助隊、自衛隊等の県への要請を行い、応援機関と連携してよりの確で効果的な対策を実施する。

### 【施策及び手順】



#### 第1 消防関係機関の活動

##### 1 消防本部の活動

塩谷広域行政組合消防本部は、関係機関と密接な連携の下、「消防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

##### (1) 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

##### (2) 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

##### (3) 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

##### (4) 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

##### (5) 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、矢板警察署、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
資料編	原子力
	資料編

第2 町・県の活動

1 広域応援の要請

(1) 県内消防相互応援協力等

一の消防機関では対応できないような大規模な火災が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

ア 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

ア) 第一次応援体制

一の消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続き：受援消防機関が、被災地の市町長に報告の上、幹事消防本部に応援要請する。

イ) 第二次応援体制

一の消防機関を県内の全てのブロックの消防機関が応援する体制。

要請手続き：①受援消防機関が、幹事消防本部及び代表消防機関（宇都宮市消防局）と調整の上、被災地の市町長に報告後、県及び代表消防機関に応援要請する。

②要請を受けた県が、県内消防機関の長に連絡する。

イ その他の協定

アによる他、市町間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

県内の消防力では対処できないような大規模な火災が発生した場合、県（県民生活部）は、栃木県緊急消防援助隊受援計画に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

ア 要請手続き

ア) 総務班は、被災により、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県（県民生活部）に対し応援要請を行う。県（県民生活部）は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

- ① 災害発生日時
- ② 災害発生場所
- ③ 災害の種別・状況
- ④ 人的・物的被害の状況
- ⑤ 応援要請日時
- ⑥ 必要な応援部隊数
- ⑦ 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
- ⑧ 応援部隊の進出拠点・到達ルート
- ⑨ 指揮体制及び無線運用体制
- ⑩ その他の情報（必要資機材、装備等）

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

イ) 総務班は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行うものとする。

ウ) 県は、隣接市町からの情報等から、被害が甚大であると認めた場合、町からの要請を待たずに国に対し応援要請を行う。

イ 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画に定めるところによる。

ウ 栃木県職員の派遣

県は、緊急消防援助隊要請時、必要に応じて現地指揮本部に職員を派遣し、関係機関との連絡調整等に従事させる。

エ 消防応援活動調整本部の設置

被災地が複数の場合、県（県民生活部）は、緊急消防援助隊要請時、その活動に資するため、次の事務を行う調整本部を設置する。

ア) 被災状況、栃木県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること

イ) 被災地消防本部、消防団、県内応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること

ウ) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること

エ) 自衛隊、警察、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること

オ) 栃木県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること

カ) 栃木県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること

キ) 栃木県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること

ク) その他必要な事項に関すること

2 自衛隊の災害派遣要請

県は、大規模な火災の発生により人命、財産の保護について、必要と認められた場合又は町長から自衛隊の派遣要請依頼があり必要と認めた場合、自衛隊に対して災害派遣を要請する。要請については、第2部第1章 水害・台風・竜巻等風害・雪害応急対策 第4節「相互応援協力・応援、派遣要請」第3「自衛隊派遣要請」を準用する。

第3 大規模火災対策

1 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

〈資料編 第2 1 官公庁等との協定（広域協定含む）〉

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
	資料編

## 2 古タイヤ火災の消火活動

町の大量（30万本）に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、栃木県建設協会塩谷支部に要請し、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。

また、鎮火まで長時間を要するおそれがあり、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努めるほか、県消防防災ヘリコプター等の運航要請による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

なお、消火活動の初動体制については、塩谷広域行政組合消防本部警防課及び塩谷消防署で作成した廃タイヤ消防計画書により、消防班と連携を密にして消火活動を行うとともに、塩谷広域行政組合消防本部より、2市2町の各署や栃木県建設業協会塩谷支部にも応援要請を行い、共同して消火活動を行う。

## 第4 林野火災対策

### 1 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等の運航要請による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

### 2 現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

### 3 消防班の活動

消防班は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

### 4 空中消火活動の実施

消防班、塩谷消防署、塩谷広域行政組合消防本部は、県と十分協議の上、ヘリコプター離着陸場等の決定や空中消火用資機材の確保等、円滑な空中消火活動の実施に努める。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	



## 第5節 災害拡大防止対策

火災が発生した場合、被害の拡大を防ぐため、町、消防機関は、住民への適切な避難対策や警戒区域の設定を行う。

大規模な火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町等が行う避難対策は、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害、雪害応急対策 第3節「災害拡大防止活動」に準じる。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

## 第6節 施設、設備の応急対策

---

火災が発生した場合、町民に多大な影響を与える公共施設や設備について、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

町及び公共関係機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備も緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

## 第7節 広報対策

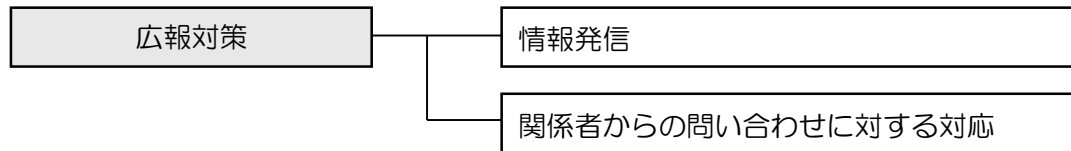
### 【実施機関】

町	広報班
関係機関	県、防災関係機関

### 【基本方針】

町や関係機関は、町民に対し迅速かつ確に災害に関する広報活動を行い、町民の不安解消を図る。

### 【施策及び手順】



#### 第1 情報発信

広報班は、県、県警察本部等と連携し、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、安否情報の公表にあたっては、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

#### 第2 関係者からの問い合わせに対する対応

広報班は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

## II 交通関係事故災害対策

### 第1節 活動体制の確立

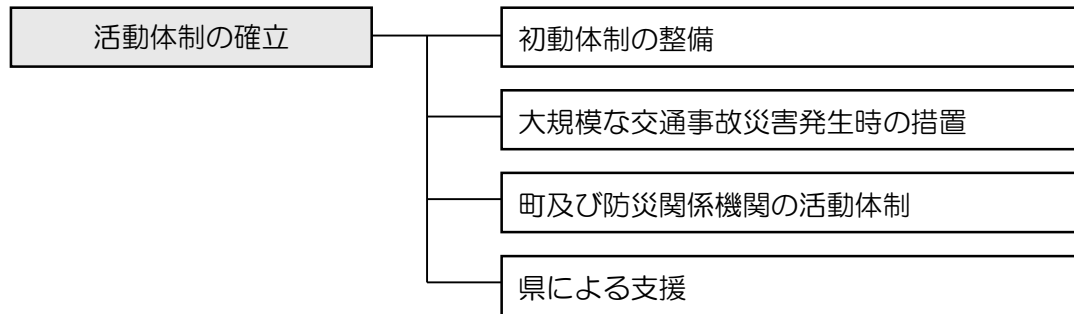
#### 【実施機関】

町	各班
関係機関	県、防災関係機関

#### 【基本方針】

大規模な交通事故災害の発生時、町は、応急対策活動を迅速・的確に実施するため、事故の規模に応じた応急活動体制を確立する。

#### 【施策及び手順】



#### 第1 初動体制の整備

##### 1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な交通事故災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考
警戒体制	大規模な交通事故災害により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合	災害対策本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	総務班職員及び警戒配備に該当する関係班職員のうち、参集者に指定されている者は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
第1非常配備	大規模な交通事故災害により多数の死傷者が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	総務班職員及び第1非常配備に該当する関係班職員のうち、参集者に指定されている者は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。

(注) 各班長は、あらかじめ配備体制区分ごとの配備要員を定めておくこと。

#### 第2 大規模な交通事故災害発生時の措置

##### 1 警戒体制

町は、警戒体制をとった場合、災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

総則  
 共通編  
 予防  
 復旧・復興  
 水害等  
 火山  
 災害  
 応急対策編  
 火災・事故  
 震災  
 原子力  
 資料編

(1) 設置基準

- ア 大規模な交通事故災害により多数の死傷者発生のおそれのある場合
- イ その他塩谷町災害対策・災害警戒本部長が必要と認めた場合

(2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、第2部第1章 水害・台風・竜巻等風害・雪害応急対策 第1節「活動体制の確立」第3の3「災害警戒本部の組織及び運営」を準用する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 大規模な交通事故災害発生のおそれがなくなったと本部長が認めたとき
- イ 大規模な交通事故災害応急対策を概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

2 非常配備体制

町は、非常配備体制をとった場合、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な交通事故災害により多数の死傷者等が発生した場合
- イ その他町長が必要と認めた場合

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第1節「活動体制の確立」第4の3「災害対策本部の組織及び運営」を準用する。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、大規模な交通事故災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

第3 町及び防災関係機関の活動体制

総務班及び防災関係機関は、交通関係事故災害が発生した場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

第4 県による支援

県は、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派遣し、町の被害情報の収集を行うとともに、避難勧告、応急救助、その他町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う等積極的な支援を行うこととなっている。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

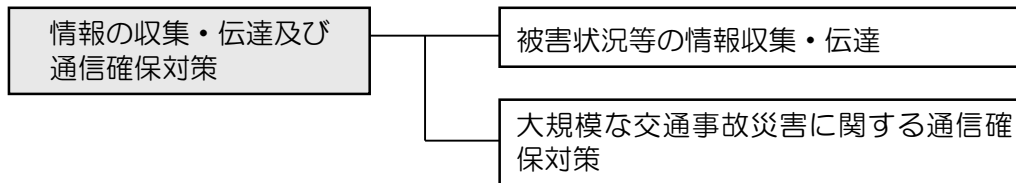
### 【実施機関】

町	総務班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署、矢板警察署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

### 【基本方針】

町は、大規模な交通事故災害が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

### 【施策及び手順】



#### 第1 被害状況等の情報収集・伝達

##### 1 発見者の通報義務

道路災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく町、警官、消防又は道路管理者に通報する。

##### 2 道路管理者の情報収集・伝達

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、速やかに応急対策を図るため、道路パトロールの実施等により被害状況等の情報収集に努め、その情報等を直ちに国、県（県民生活部）に伝達する。

##### 3 町及び塩谷広域行政組合消防本部の情報収集・伝達

総務班及び塩谷広域行政組合消防本部は、大規模な道路事故災害が発生するおそれがある場合、速やかに状況等を県に連絡する。

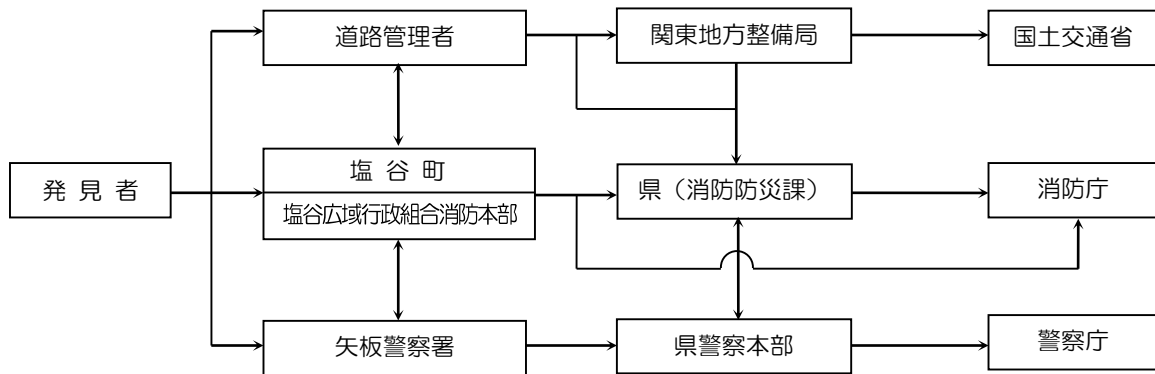
また、大規模な道路事故災害発生により、町域内で「栃木県火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、塩谷広域行政組合消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

4 情報の収集・伝達系統

大規模な道路事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 大規模な交通事故災害に関する通信確保対策

大規模な交通事故災害が発生した場合等の通信確保対策は、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第5「通信手段の種類」、第6「通信施設の利用方法」、第7「通信施設の応急復旧」を準用する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

## 第3節 災害救助法の適用

---

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は必要な場合災害救助法を適用し、市町と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

災害救助法の適用については、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第5節「災害救助法の適用」に準じる。

大規模な交通事故災害については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは、内閣総理大臣に情報を提供する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	



## 第4節 災害拡大防止対策

### 【実施機関】

町	総務班、消防班、関係各班
関係機関	危険物施設、塩谷消防署、自主防災組織

### 【基本方針】

町は、事故発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

### 【施策及び手順】



#### 第1 危険物流出対策

##### 1 道路管理者の活動

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには防災関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

##### 2 町の活動

総務班、消防班は、危険物が流出し、またそのおそれがある場合には、必要に応じ警察の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立ち退きの指示、勧告を行う。

#### 第2 避難対策

大規模な交通事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町等が行う避難対策は、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節「避難対策」に準じる。

共通編	総則
	予防
災害 応急 対策 編	復旧・復興
	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
資料編	原子力
	資料編

## 第5節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

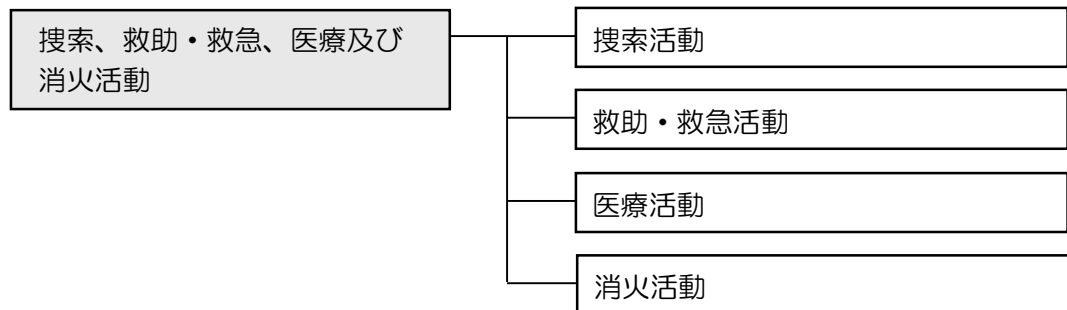
### 【実施機関】

町	住民班、福祉班、消防班
関係機関	県、矢板警察署、塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署、自主防災組織、塩谷郡市医師会等

### 【基本方針】

関係機関は連携して、搜索活動及び救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。  
 また、大規模事故災害発生時は、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

### 【施策及び手順】



#### 第1 搜索活動

- 1 消防班、県、警察、消防機関は相互に連携し、ヘリコプターなどの多様な手段を活用して搜索を実施する。
- 2 自衛隊は、必要に応じて、搜索活動を行う。

#### 第2 救助・救急活動

- 1 消防班、県、警察、塩谷消防署は、相互に連携して救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- 2 道路管理者は、県、警察及び町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- 3 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。  
 また必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

#### 第3 医療活動

町は、多数の負傷者が発生し町で対応ができないと判断した場合、町長又は塩谷広域行政組合消防本部の消防長は県知事にDMAT、LDMATの派遣を要請する。県は、DMAT指定病院に、DMATの派遣を要請する。

また、医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応す

るため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

第4 消火活動

- 1 塩谷広域行政組合消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- 2 県は、必要に応じ、関係機関との総合調整及び他の機関への応援依頼等を行う。
- 3 道路管理者は、地方公共団体等の要請を受け、迅速かつ的確な消火活動に資するよう協力する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

## 第6節 緊急輸送活動

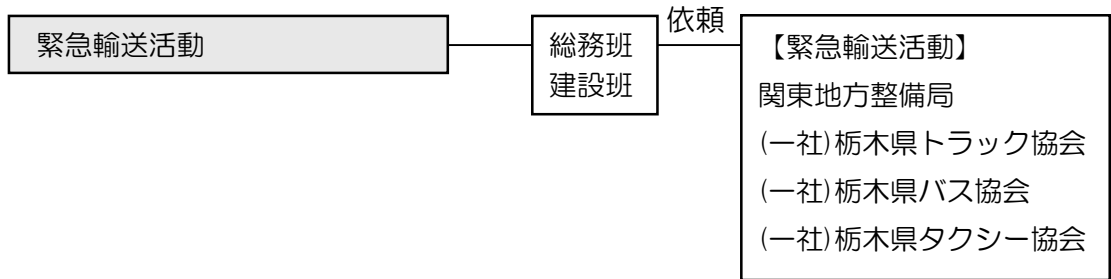
### 【実施機関】

町	総務班、建設班
関係機関	関東地方整備局、(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会、(一社)栃木県タクシー協会

### 【基本方針】

応急対策に必要な人員・緊急物資等を确实・迅速に輸送するため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を実施する。  
 また、乗客の速やかな代替輸送を実施する。

### 【施策及び手順】



#### 第1 緊急輸送活動

##### 1 交通の状況の把握

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

##### 2 交通規制の実施

道路管理者は、警察等と連携して緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

総則  
 予防  
 復旧・復興  
 水害等  
 火山  
 災害  
 火災・事故  
 地震  
 原子力  
 資料編

## 第7節 施設、設備の応急対策

交通事故災害が発生した場合、住民の交通手段の確保のため、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

道路管理者及び公共機関等は、緊急輸送を確保するため、警察等関係機関との調整を図りながら、障害物の除去、仮設等の応急復旧に努める。

また、災害発生後、速やかに施設、設備の点検を実施し、被害箇所の応急措置を行い、道路交通の確保に努める。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

## 第8節 広報対策

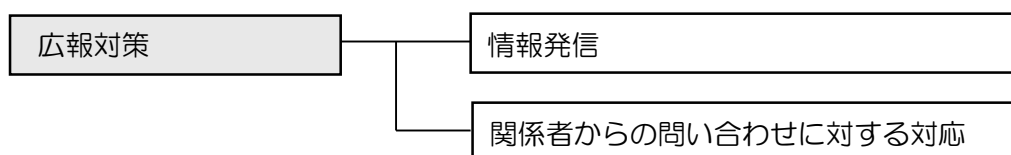
### 【実施機関】

町	広報班
関係機関	県、防災関係機関

### 【基本方針】

町や防災関係機関は、住民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、住民の不安解消を図る。

### 【施策及び手順】



#### 第1 情報発信

広報班は、県、警察等防災関係機関と連携し、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、安否情報の公表にあたっては、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

また情報の公表、広報活動の際には、その内容について、相互に連絡し、連携を図る。

#### 第2 関係者からの問い合わせに対する対応

広報班は、県、警察等防災関係機関と連携し、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。